## １　いじめの防止等の対策に関する基本理念

（１）本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う心を持ち、またその心に従い勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。

（２）本校は、すべての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながら放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。

（３）本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、勝山市、勝山市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

## ２　いじめの定義と判断

○「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

## ３　いじめの防止等のための具体的取組み

（１）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

福井県版心のノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

（２）学校評価

○いじめの防止等に関する取組みを評価項目に位置付け、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

【教職員】

○児童・生徒の人権意識が高まるように心がけている。
○児童・生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
○学級通信等で、いじめ防止の取組みを児童・生徒や保護者に伝えている。
○児童・生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
○いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
○児童・生徒の不適切な発言を聞いた場合、その場で注意・指導している。
○少しでもいじめの行為が疑われている場合、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
○いじめに係る学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。

【保護者】

○学校は、子どものことについて話を聞いたり相談にのったりしている。
○学校は、「おたより」などで教育活動や学校生活の様子を積極的に公表している（いじめ防止等のための取組みを含む）。
○学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

【児童・生徒】

○いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者等に伝えることを心がけている。
○学校は、悩みや不安を相談しやすい体制を整えている（学校は悩みや不安の相談にのっている）。

（３）いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づ

くり」や児童が主体となって互いに認め励まし合う「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校

いじめへの対応方針や年間指導計画、学校評価の結果、いじめ防止等に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネット上のいじめについては、重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童に理解させ、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

・発達支援を含む、障害のある児童
・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○ＳＯＳの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にＳＯＳを出すこと等）ができるための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用（参考資料参照）

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施と教育相談体制の充実（参考資料参照）

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。また、アンケートをもとに学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより、好ましい人間関係の構築を図ります。

○保護者に対するいじめ調査の実施

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、保護者の学校評価アンケート調査によりいじめの早期発見に努め、目標の達成状況を確かめます。また、地域住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

（５）いじめの事案対処

○ 担任が発見したとき、子どもからの訴え、親からの訴えがあったときは、直ちに解決のための行動をとります。

ア）担任は、その日のうちに教頭に概略を報告します。学級の問題ではなく、学校の問題として取り上げます。

イ）特別な事情がない限り、２４時間以内にいじめ対策委員会を開いて方針を決め、「いじめ対応サポート班」による対応を開始します。休日等の事情で正規委員での会議の開催が難しい場合にも、可能な限りの委員で会議を開いて、迅速に対応します。

ウ）５日が経過しても改善が見られないときは、別途に具体的方針を立て、実行します。

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

（６）いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって解消とはせず、いじめが「解消した」とは、次の２つの用件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とします。）

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（被害児童本人および保護者に対し、面談等により確認します。）

（７）いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある時は、次の対処を行います。

・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

## ４　いじめの防止等のための組織

（１）いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

〈構成員〉　校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭（教育相談担当）

〈活動〉
・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる子」を育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
・学校におけるいじめ問題への取組の点検

（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじ

めの早期解決に向けた取組を行います。

〈構成員〉　校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、担任、養護教諭（教育相談担当）

〈活動〉　・当該いじめ事案の対応方針の決定　・個別面談による情報収集
・継続的な支援　・保護者や地域との連携
・スクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

（３）組織図

# いじめ対策委員会（常設）

三室小学校

**校　長**

**教　頭**

連絡：担任、養護教諭等

いじめの情報

**生徒指導主事、教務主任、養護教諭（教育相談担当）等**

□学校基本方針に基づく取組の実施
□具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
□いじめの相談・通報の窓口
□いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等にかかる情報の収集と記録、共有
□いじめの疑いに係る情報があったときの対応
・いじめの情報の迅速な共有
・関係のある児童への事実関係の聴取
・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
□いじめ対応サポート班立ち上げ

報告
連絡
相談

認知

関係教員
・教科担任　等

関係機関
・教育委員会
・ＰＴＡ
・警察
・児童相談所
・地方法務局
・医療機関
・民生児童委員　　等

# いじめ対応サポート班（特設）

**校長**

**教頭**

**生徒指導主事**

教務主任・担任・養護教諭（教育相談担当）等

□いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
□事実確認作業
□関係児童への対応
□関係保護者への対応
□関係機関との連携
＊必要に応じて、警察への協力要請
□事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

## ５　いじめ対策の年間行動計画　〔４～６月〕

| | 教員の動き等 | 児童の活動等 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | １年生 | ２年生 | ３年生 | ４年生 | ５年生 | ６年生 |
| ４月 | **いじめ対策委員会**<br>・基本方針確認<br>・年間計画策定<br>↓<br>**職員会議**<br>・年間計画周知<br>・教員の意識点検<br>↓<br>**ＰＴＡ総会**<br>・基本方針の公表<br><br>**いじめ対応サポート班**<br>・起きたときに即対応 | **縦割り活動・委員会活動スタート**<br>・自主的な活動　・絆づくり・リーダーの存在感<br><br>**委員会活動**<br>・自主的な活動　・１年生との絆づくり<br><br>**１年生を迎える会**<br>・コミュニケーション力育成・１年生との絆づくり | 全学年<br>公開授業(道徳) | | | **縦割り活動計画**<br>・リーダー育成<br>・5･6 年生の絆づくり | |
| ５月 | **いじめ対策委員会**<br>・定期的に児童の状況を把握<br><br>**授業研究**<br>・授業改善　・学習規律<br>「分かる授業･楽しい授業」の在り方を公開授業の形式で実施 | **縦割り活動：原始運動会**<br>・自主的な活動　・コミュニケーション力育成<br>・地域や幼稚園との新たな絆づくり<br><br>**教育相談週間（児童）**・アンケート→担任との面談<br>参考資料･「あなたのことを知りたいな」 | | | | | |
| ６月 | **いじめ対策委員会**<br>・定期的に状況把握 | **全校奉仕活動：プール清掃**<br>・体験的な活動　・絆づくり　・リーダーの存在感 | ２年<br>**町探検**<br>地域の方との絆づくり | 3～6 年<br>**高齢者交流活動（敬老会）**<br>・高齢者との絆づくり<br>・感謝の心 | | | |

〔７～９月〕

| | 教員の動き等 | 児童の活動等<br>１年生　２年生　３年生　４年生　５年生　６年生 |
|---|---|---|
| ７月 | **いじめ対策委員会**<br>・定期的に状況把握<br>・夏季休業前指導<br><br>**保護者会**<br>・情報や意見収集 | **全校奉仕活動：大掃除**<br>・体験的な活動　・絆づくり<br><br>**アンケート調査（取組評価アンケート①を含む）**<br><br>5・6年<br>**ひまわり教室**<br>・休み前非行防止教室(ネットモラル・犯罪等) |
| ８月 | **いじめ対策委員会**<br>・2 学期に向けて 1 学期の振り返り<br>↓<br>**職員会議**<br>・重点事項確認 | **家庭訪問**<br>・休み中の様子だけに限らず、普段の様子も<br>・クラスや地域の子どもの状況も把握<br><br>**親子奉仕活動**<br>・体験的な活動　・親子の絆づくり |
| ９月 | **いじめ対策委員会**<br>・定期的に状況把握 | 1～4年<br>**体験学習**<br>・3・4年生のリーダー育成<br>・低・中学年の絆づくり |

〔１０～１２月〕

| | 教員の動き等 | 児童の活動等 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | １年生 | ２年生 | ３年生 | ４年生 | ５年生 | ６年生 |
| 10月 | **いじめ対策委員会**<br>・定期的に状況把握 | **教育相談週間（児童）**<br>・アンケート→担任との面談<br>2年<br>**町探検**<br>地域の方との絆づくり | | | | | |
| 11月 | **いじめ対策委員会**<br>・定期的に状況把握<br>**人権教育・人権週間に関する校内研修会**<br>道徳の時間に、人権についての内容を取り上げる<br>**授業研究**<br>・授業改善　・学習規律<br>「分かる授業･楽しい授業」の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開 | **人権集会**<br>・人権擁護委員からの講義<br>・自他を見つめ、認める心づくり<br>**学習発表会**<br>・自主的な活動<br>・コミュニケーション力育成<br>・地域の方との絆づくり | | | | | |
| 12月 | **いじめ対策委員会**<br>・定期的に状況把握<br>・冬季休業前指導<br>**保護者会**<br>・情報や意見収集 | **アンケート調査（取組評価アンケート②を含む）**<br>**全校奉仕活動：大掃除**<br>・体験的な活動　・絆づくり | | | | | |

〔１～３月〕

| | 教員の動き等 | 児童の活動等 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | １年生 | ２年生 | ３年生 | ４年生 | ５年生 | ６年生 |
| １月 | **いじめ対策委員会**<br>・定期的に状況把握<br>・2 学期の振り返り<br>・3 学期に向けて<br>↓<br>**職員会議**<br>・重点事項確認 | **昔遊び体験**<br>体験的活動<br>ときわ会との交流<br>新しい絆づくり<br>**給食感謝集会**<br>・自主的な活動　・感謝の心<br>・コミュニケーション力育成<br>・きらめきファームとの交流 | | | | | |
| ２月 | **いじめ対策委員会**<br>・定期的に状況把握 | **新入生交流会**<br>新たな絆づくり<br>異校種児との交流 | | | | | **中学校体験入学**<br>新たな絆づくり<br>異校種生との交流 |
| ３月 | **いじめ対策委員会**<br>・定期的に状況把握<br>**いじめ対策委員会**<br>・定期的に状況把握<br>・年度の振り返り<br>・新年度に向けて「いじめ防止基本方針」の見直し<br>↓<br>**職員会議**<br>・課題確認<br>・計画確認 | **六年生を送る会**<br>・自主的な活動<br>・コミュニケーション力育成<br>・感謝の心<br>・次学年の自覚<br>**全校奉仕活動：大掃除**<br>・体験的な活動　・絆づくり　・感謝の心 | | | | | **校内奉仕活動**<br>感謝の心 |

参考資料

**基本方針Ｐ１**

**３－（１）「『思いやりや助け合いの心をもって行動できる』子どもを育てる教育」に関して**

**「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育の推進**

子どもたちを、豊かな心や道徳心、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない土壌づくりに努めます。

**①　ほめて伸ばす教育を推進する。**

・ふるさとの伝統や自然、偉人の生き方などを学ぶことを通して、人として生きていく上で大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等を含めて児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。

**②　人権教育を計画的に行う。**

・スクールプランの中に人権教育の視点を正しく位置づけ、それに基づいた人権教育全体計画、推進計画をつくるとともに、学年ごとの人権教育年間指導計画を作成して計画的、組織的に人権教育を推進し、豊かな心を育みます。

・特別支援学級の児童との交流活動や特別支援学校、障害者福祉施設への訪問などを計画的に行い、発達障害等のある児童生徒との交流を積極的に行います。

・「人権教育の手引き」や視聴覚教材等を活用して、指導内容や指導方法の工夫・改善に努め、人権感覚の育成と実践力の向上を図ります。

・人権教育担当者を中心に組織的な指導を推進し、全教職員が、同和問題をはじめとする様々な人権問題や人権教育のあり方等についての研修を推し進め、共通理解を図ります。

**③　社会性を育成する豊かな体験活動を推進する。**

・集団宿泊体験やボランティア活動、異世代・他地域交流活動など、児童が人と触れ合い、人間関係を作る場を意図的、計画的、系統的に設定します。

・子どもたちが学校以外の地域活動や社会団体等の活動に積極的に関わることができるよう、ＰＴＡや育成会等の関係団体との連携を図ります。

**④　道徳教育の充実を図る。**

・道徳の副読本や、福井県版心のノートを活用し、小学校低学年ではあいさつや友だちとの遊びを通して「心と心をむすぶこと」、中学年では「支え合いや助け合い」、高学年では「感謝と相手の尊重」など、人との関わりに関する内容を設定し、思いやりや

認め合いの心、感謝の心などを育む指導を行います。

・集団の中で規範意識や人間関係能力、コミュニケーション能力を育むため、保幼小一貫した道徳性の育成に努めます。５歳児と小学１年生のカリキュラムを接続した「スタートアプローチカリキュラム」を活用し、幼児期の道徳性を育むとともに円滑な小学校への接続につなげる仕組みを作ります。

**基本方針Ｐ２**

**３－（２）「いじめの未然防止」に関して**

**いじめの未然防止**

いじめが起きない学校づくりに向けて校長が責任を持つとともに、教職員の共通理解のもと、次のような指導を心がけます。また、日ごろから、子どもたち一人ひとりを尊重し、信頼関係を深めていくことで、いじめが起きない学級づくりを行います。

**①　授業改善に努める。**

・児童が学校生活で大半を過ごすのが授業です。授業ルールの徹底を図るとともに、定期的な校内研修会の実施や校外での研修会に積極的に参加し、授業力や生徒指導力を高め、教室で過ごす時間が児童にとって居心地の良い時間となるように教員の指導力向上に努めます。

**②　いじめの起きない学校・学級づくりに努める。**

・児童や保護者が気軽に相談できるように、教育相談体制を整え、児童が安心でき、落ち着ける「居場所」を提供します。また、課題を抱えている児童に寄り添い、間違ったり失敗したりしても笑われないような学級づくりを進めます。定期的に相談週間を設けておくことも効果的です。

・縦割り班による日々の活動や行事、いじめ防止に関する運動や異年齢の交流活動など児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童による「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を準備していきます。

・教師が手本を示すだけでなく、全ての教育活動を通じて「なかまのために何ができるのか、自発的な思いや行動」が湧き起こるような働きかけをします。児童同士、あるいは教師と児童が共に過ごして居心地の良い場を責任をもって作ります。あいさつ、言葉遣い、環境作りなども大切な観点です。

**③　意識調査を活用した集団づくりを推進する。**

・定期的に、「学校が楽しいと感じているか」「みんなと何かをするのは楽しいか」「授業がよく分かるか」などの項目で「評価アンケート」を実施し、学校や学級の状態を把握します。その結果をもとに未然防止に関わる活動を強化していきます。

・子どもたちに安心感を与えるために、「見守る」「ほめる」「心に響く話をする」などを心がけます。

**④　インターネットや携帯電話の正しい利用について指導する。**

・未然防止の観点からインターネットの正しい利用についての呼びかけや意識づけを行い、児童や保護者の意識を高める機会を作ります。必要に応じて警察の「ひまわり教室」などを活用して意識づけをすることも考えられます。

・学級活動の時間を利用したり、児童会活動で児童自らネットのルール作りなどについて話し合ったりする機会を設けることも大切です。

**⑤　教員によるいじめ発見のためのチェックポイント**

| 発見の機会 | 観察の視点（特に、変化が見られる点） |
|---|---|
| 朝の会 | ・遅刻･欠席がふえる　・表情が冴えず、うつむきがちになる |
| 授業開始時 | ・忘れ物が多くなる　・用具･机･椅子などが散乱している<br>・席を替えられている　・教科書等にいたずら書きされている |
| 授業中 | ・発言を冷やかされたり、しらけや嘲笑が見られる |
| 休み時間 | ・一人でいることが多くなる　・わけもなく階段や廊下を歩いている<br>・用もないのに職員室等に来る　・遊びの中で孤立しがちである<br>・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする<br>・遊びの中でいつも同じ役をしている |
| 給食時間 | ・グループで食べるとき、席を離している<br>・その子どもが配膳すると嫌がられる |
| 清掃時 | ・目の前にごみを捨てられる　・人のいやがる仕事ばかり任される |
| 放課後 | ・衣服が汚れたり髪が乱れたりしている　・顔にすり傷や鼻血の跡がある<br>・急いで一人で帰宅する　・用事がないのに学校に残っている<br>・他の子の荷物を持って帰る |
| その他 | ・視線を合わせない　・教師と話すとき不安な表情をする<br>・持ち物、靴、傘等を隠される　・金品をたかられる<br>・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる<br>・集団による無視をされる　・○○菌など負のイメージのあだ名で呼ばれる |

表のようなそれぞれの場面で児童の様子を観察し、気になる場合はその日のうちに話を聞く機会を設定します。本人だけでなく、周りの児童の様子も見ていきましょう。
また、保護者会や家庭訪問等を通して、家庭での様子も把握します。

平成２６年３月２０日　　策定
平成２９年４月　　一部改正
平成３０年４月　　一部改正
平成３１年４月　　一部改正
令和２年４月　　一部改正
令和４年４月　　一部改正